

給 2 — 1 4
令和 7 年 2 月 1 2 日

人事院事務総局給与局長

「昇格及び昇給への人事評価の結果の活用に関する留意事項等について」の一部改正について（通知）

「昇格及び昇給への人事評価の結果の活用に関する留意事項等について（平成21年3月31日給2—35）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別紙2 昇給制度に係る留意事項等について 1～4（略） <u>5 職員の区分を細分化して昇給区</u>	別紙2 昇給制度に係る留意事項等について 1～4（略） (新設)

分を決定する場合の取扱いについて

事務総長通達第37条関係第16項の規定により読み替えられた事務総長通達第37条関係第15項第1号の規定により職員の区分を細分化して昇給区分を決定する場合は、あらかじめ細分化される職員の区分を俸給表及び当該俸給表の適用を受ける職員の職務の級の別を明らかにした上で定めておく必要がある。また、職員の区分は個々の職員の昇給区分の決定の基礎となるものであることから、職員の区分の細分化は十分な検討等を通じて行われる必要があるほか、細分化された職員の区分を頻繁に変更することは控えるよう留意されたい。

6 Aの昇給区分に決定された職員の昇給号俸数の取扱い

Aの昇給区分に決定された職員のうち、規則別表第7の4イに定める上段の号俸数を適用される職員の昇給号俸数を9号俸以上（同表に定める下段の号俸数を適用さ

5 Aの昇給区分に決定された職員の昇給号俸数の取扱い

Aの昇給区分に決定された職員のうち、規則別表第7の4イに定める上段の号俸数を適用される職員の昇給号俸数を9号俸以上（同表に定める下段の号俸数を適用さ

れる職員にあつては3号俸以上、規則別表第7の4ハ又はニを適用される職員にあつては6号俸以上)とする場合には、具体的かつ客観的な事実に基づくことが求められることに留意する必要があるが、例えば、事務総長通達第37条関係第1項第1号の規定(いわゆる「第1順位グループ」)に該当し昇給評語のいずれかに「卓越して優秀」の段階がある勤務成績が顕著な職員であつて、かつ、極めて負担の大きい業務又は他の職員では果たし得ない特別な知識・経験等を必要とする業務を遂行することによって組織の業務運営に対する貢献が顕著な職員であると認められる場合が考えられる。

7 その他

事務総長通達第37条関係第15項第4号の「職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して(1)に掲げる職員に相当するもの」とは、一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第5項の規定により期末手当基礎額を決定されること

れる職員にあつては3号俸以上、規則別表第7の4ロ又はハを適用される職員にあつては6号俸以上)とする場合には、具体的かつ客観的な事実に基づくことが求められることに留意する必要があるが、例えば、事務総長通達第37条関係第1項第1号の規定(いわゆる「第1順位グループ」)に該当し昇給評語のいずれかに「卓越して優秀」の段階がある勤務成績が顕著な職員であつて、かつ、極めて負担の大きい業務又は他の職員では果たし得ない特別な知識・経験等を必要とする業務を遂行することによって組織の業務運営に対する貢献が顕著な職員であると認められる場合が考えられる。

6 その他

事務総長通達第37条関係第15項第3号の「職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して(1)に掲げる職員に相当するもの」とは、一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第5項の規定により期末手当基礎額を決定されること

となる職員以外の職員をいう。

となる職員以外の職員をいう。

以 上